

## 第47回岡山県人権政策審議会 議事録【概要】

### ○開催概要

1 日 時 令和元年11月27日(水) 10:00～12:05

2 場 所 サンプーチおかやま(岡山市)

3 出席者

◆委員(五十音順、敬称略)／出席委員11名

青木美憲、川島聡、清野幸代、近藤理恵、角田みどり、田村久美、中井智子、  
花田文甫、引地充、槇尾真佐枝、薬師寺明子

◆岡山県／出席16名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、子ども家庭課長、指導監査室長、  
長寿社会課総括副参事、障害福祉課長、国際課長、健康推進課長、  
情報政策課長、くらし安全安心課長、保健福祉課総括参事、人権教育課長、  
人権施策推進課長、人権施策推進課職員

### ○議 事

#### 1 開 会

##### 県民生活部長あいさつ

委員の皆様には、大変お忙しい中、人権政策審議会にご出席いただきお礼を申し上げます。また、本県の人権施策の推進については、平素から格別のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、最近の報道を見ると、女性への性犯罪や子どもへの虐待、教師による同僚へのいじめといった事件が報道されている。本県でも昨年度、DVやいじめ、児童虐待などの人権侵害の相談に関する相談が、県全体で4万1千件もある非常に深刻な状況となっている。

このような中、「第4次岡山県人権政策推進指針」に基づき、すべての人々がお互いに尊重し支え合いながら、明るい笑顔で暮らす「共生社会おかやま」の実現を目指して人権施策を推進している。

本年度は3回目となる「人権問題に関する県民意識調査」を8月に実施した。この後、事務局から調査結果を報告し御意見をいただく予定である。

また、来年度は現行の第4次岡山県人権政策指針策定から5年が経過するので、委員の皆様のお意見を踏まえ、指針の見直しを予定している。

どうぞ、皆様方には、忌憚のないご意見をいただき、有意義な会議となるようお願いする。

#### 2 議 題

##### (1) 人権問題に関する県民意識調査(案)について

～資料1, 2に基づき、人権施策推進課長から説明～

### **(事前質問に対する回答)**

#### **○質問 資料68ページ関連 (〇〇委員)**

ハンセン病問題の意識調査について、前回調査との比較は行わないとしているが、ハンセン病患者とその家族に対して、様々な偏見・差別があったことの回答率が増加していることから、ハンセン病問題の啓発に進展があったと言えるのではないか。また、その要因についてはどう分析しているのか。

#### **○回答 (人権施策推進課長)**

調査の選択肢について、前回の8項目から今回5項目に減らしており、その5項目のうち2項目は新規の項目であることから、内容が大幅に変更されている今回の調査は新規の調査と受け止めるものと考えている。前回と共通している選択肢に対する高い回答率は、家族訴訟関連のニュースなどの影響も考えられるが、県をはじめ関係機関がこれまで取り組んできたハンセン病に対する偏見や差別の解消に向けた普及啓発に一定の成果が見られたものと認識している。

### **(説明後の質疑・応答)**

#### **(〇〇委員)**

総論のところ、今回パワハラ、マタハラを経験された方が増えている。事例が増えたということもあるのかもしれないが、こういうことが差別なんだという意識が大きいと感じている。

今更だが、問7の女性に関する人権問題の質問にマタハラの項目が抜けていた。今後の項目改定の際にはマタハラについて調べてはどうか。

#### **(人権施策推進課長)**

次回の県民意識調査の時に参考とさせていただくよう記録を残しておく。

#### **(〇〇委員)**

県民意識調査は概要版を作るのか。

同年代で比較して意識が高くなった、低くなったという話だが、5年前との比較なので5年前の20代の半分が30代になっている。単純には比べられないが、20代から30代を比べると上がっているというのが多かったと思う。人権に取り組んでいると学校教育で全てができるわけではなく、その学んだことを社会の中で確認していく。この啓発はとても重要と考えている。5年前の低かった20代が30代になって数値が上がっているというのは、分析ができないまでも意識が変わっているのだろう。輪切りではなくこういう斜めのラインで見えていくと、意識が変わっていく過程が見え、県や我々がしていることの意味付けができるのではないかと感じた。

#### **(人権施策推進課長)**

人が育っていく過程が見えるような形については、今回の調査報告書についてはこのままの記述になるが、指針の記述のところ盛り込めるものがあれば反映していきたいと考

えている。概要版は作成する。

## **(2) 第4次岡山県人権政策推進指針の見直しについて**

～資料3に基づき、人権施策推進課長が説明～

### **(行政説明後の質疑・応答)**

#### **(〇〇委員)**

国の基本計画や法務省の人権課題に挙げられていない岡山県独自の人権課題について、岡山県の人権指針に特筆する必要があるのか、あるいは項目を合同して表記すればいいのではないか、その他の項目に入れることも含めてどう整理をしていくかということについて御審議いただきたい。

#### **(〇〇委員)**

プライバシーの保護の説明で、家庭内に公的機関が入ることを嫌うという説明があったが、もう少し詳しく説明して欲しい。

#### **(人権施策推進課長)**

当時の議事録で確認できる範囲だが、DVの関係で、家庭内のことを表に出したくないという日本的な性質が昔からあって、それをどこまで踏み込んでいくかという話がでていた。

#### **(〇〇委員)**

自殺の問題についてだが、指針が策定された当時から比べると、年々減少してきている問題であると思う。そもそも自殺というものは結果の行動であって、ここに挙げてある他の問題やそれに対する差別・偏見みたいなものの複合的な理由の結果としての自殺なので、自殺を特筆する積極的な理由は薄らいでいると思う。岡山県はすごく優秀で、全国でも上から2位か3位ではないか。

#### **(健康推進課長)**

自殺率の推移については、平成30年も全国で第2位の位置を確保しているが、少しのことで順位は落ちる。順位よりは10代、20代の自殺率が減らないのと、岡山県の特徴は70代の方々が自死で亡くなられているのが課題だと認識している。

#### **(〇〇委員)**

ポジティブな意味で、岡山県の自殺対策の取組が自殺率の低さに繋がっているという分析や重点的に活動すべきことが明らかになっておれば、数が減っていてもそれをスローガンとして謳うのは、他県に対しても有意義な話だ。その独自の分析があれば聞きたい。

#### **(健康推進課長)**

当課所管の自殺対策協議会で自殺者数、推移、自殺率、年齢の寄与度、経年変化など自殺の要因の分析をしている。愛育委員・民生委員・栄養委員の活躍により社会で孤立しな

い仕組みが醸成できていることが大きく寄与していると考えている。自殺の要因は複合的な要因だと思うが、施策の中で解決できることを全てしながら自殺問題の解決に努めているところである。

**(〇〇委員)**

指針の中で謳うべき岡山県独自の要因があると考えて良いのか。

**(健康推進課長)**

協議会の中で委員の先生方の御意見をいただいて考えたい。

**(〇〇委員)**

自殺問題を人権問題として取り上げるかどうかの話だが、自殺問題は貧困やいじめなど様々な要因の結果として自殺行為に至るわけで、その要因を解決しないと自殺問題は解決しない。これを人権問題として指針に挙げるかどうかということを検討していただきたい。

**(〇〇委員)**

回りくどかったが、自殺は挙げる必要がないのではないかとということが言いたかった。ただ、岡山県は逆にとても優秀なので岡山県独自の活動があれば、指針に挙げればアピールすることになるので聞いた。

**(健康推進課長)**

委員のお話のとおりだと思う。指針に挙げるかどうかは審議会委員の皆様の御意見を参考にさせていただく。

**(〇〇委員)**

県民意識調査でセクハラ・パワハラ・マタハラの質問があったが、指針の中でどこで取り上げる予定なのか。

**(人権施策推進課長)**

ハラスメントは職場に限らず、色々な場面での嫌がらせやいじめで、家庭や学校などでもDVやいじめという形で現れることだと認識している。第4次指針では企業等における啓発・教育の項目で記述しているが、次期指針ではハラスメントという項目を立てるのではなく、企業や学校などそれぞれの場面でそういうことが起きないように記載にしたいと考えている。

**(〇〇委員)**

結論から言えば、消費生活上の問題は残す方がいい。全国的にも岡山県は消費者教育を積極的に行っている点もあり、県民意識調査の結果でも高齢者の悪質商法の被害が多いという結果もあるので、こういう認識があるのならば残す方がいいと思う。

また、県民意識調査の自由記述欄の意見で、男性の人権に関する質問がないので男性には人権がないという印象を受けた、という意見があった。指針にも女性はあるけども男性はない。それを含めていく必要があるのか教えていただきたい。

**(男女共同参画課長)**

過去の経緯から男性の人権が基本となっていて、男女平等といいながら、どうしても格

差があるので、現状は国の方も女性の社会進出も含めて女性の権利をあげていく方向に動いている。今のところ男性の人権について特段考えているものはないが、必要なものとかあった方がいいのではという御意見があれば検討していく余地はあると考えている。

### **(〇〇委員)**

岡山県の人権指針に独自に設定された4項目ということだが、人権侵害の問題があるかどうかという視点で見ないといけないと思う。先ほどのプライバシーの問題も、DVに公的機関が入ることを望まないという視点は時代に逆行している。今はDVの被害を受ける女性が、堂々と私はDVを受けていますと公表できる時代にしなければいけない。公的機関に入って欲しくないという意識を変えていかなければと思うので、問題の発生率や数が多い少ないではなく、そこに人権上の侵害があるかどうか、問題が起きているかどうかという観点で残すかどうか考えて行かないといけないと思う。

### **(〇〇委員)**

岡山県独自の人権をめぐる問題について、どのように整理するかで議論を始めた。

例えば、消費生活上の問題であれば、高齢者であれば買い物難民の問題があったりするので、その他の人権問題に置いておくのか、それぞれの項目に埋め込んでいくのか、あるいは切ってしまうのか、といった御意見をいただきたい。

中国残留邦人についても県内では非常に少ない。その方々がどう感じられているかよく認識していないが、人権上の問題があるのか。

### **(保健福祉課総括参事)**

中国残留邦人については、国の方で生活支援など手厚い施策を行っている。日本語が話せないという一番の問題についても、家庭教師を付けるような形で問題の解消に努めている。帰国者の方で組織されている帰国者友の会と年3回ほど会合を持っているが、差別を受けたとか人権上の問題があるという話は聞いていないので、現在は人権上の問題はないと認識している。

### **(〇〇委員)**

今の課の説明では中国残留邦人は特筆しなくてもいいと聞こえたのですが、東日本大震災の時に子どもがいじめられたという話も同じような話だと思いますが、削ることにしますか。他の項目の中に入れることも出来ると思いますが、4項目についてどうしたらいいか御意見をお聞かせください。

### **(人権施策推進課長)**

プライバシーの保護は、現在の指針に記載しているが、プライバシーの侵害の多くはインターネットを介して発生しており、インターネットによる人権侵害の項目でもプライバシーの保護は記述されている。所管する課としては、プライバシーの保護を切り取って項目立てするのではなく、インターネットに含めて問題に取り組んでいきたいと考えている。

**(〇〇委員)**

先ほどの課の説明では、中国残留邦人とその家族には大きな問題は特に発生しておらず、支援も尽くされているということから考えると、その他の人権課題に北朝鮮当局の拉致などと並べて書いてもいいのではないかと。

**(〇〇委員)**

その他のところに中国残留邦人を記述するという意見ですが、よろしいか。

残りの、プライバシーの保護、消費生活上の問題、自殺問題の3点について御意見をお願いします。

**(〇〇委員)**

様々な人権課題とその他の人権課題とは、どういう線引きで分けていたのか、4項目について、当初どういう人権問題があつて、その他ではなく様々な人権に入れなければならなかったのかという点を聞きたい。

**(人権施策推進課長)**

様々な人権をめぐる問題については、項目を立てて、現状や問題点を記述している。その他の人権問題というのは、北朝鮮当局による拉致やアイヌの問題など、岡山県では人権問題が生じているとは聞いていないが、こういう人権問題があり、それに対する人権意識を持とうということで名称の記述にとどめている。

**(〇〇委員)**

消費生活上の問題は残すべきと言う考え方か。

**(人権施策推進課長)**

県民意識調査の高齢者の人権問題に関する設問では、一番上位に悪質商法等が挙げられるなど、消費生活上の問題は、主として高齢者や障害のある人で多く問題となっている。それらの項目の課題として記述すると、再度人権課題として、消費生活上の問題を項目立てするのはどうか、という考えもある。

**(〇〇委員)**

消費生活についても、若年層が今後対象になると思うので残していただきたい。

**(人権施策推進課長)**

子どもについては学校教育の中でお金に関することも取り上げていると思う。それぞれの場面や高齢者などの人ごとのところに記述していく。ただ、消費生活という観点を忘れて欲しくないという意味でいけば、その他の人権課題として再度名称を挙げていく。今後文章の内容等を協議させていただき時に御意見や書き方をご指導いただければと思う。

**(〇〇委員)**

指針の様々な人権をめぐる問題に、プライバシーの保護から被災者まで項目立てしてあるが、この中に先ほどから言っている自殺問題など、特筆しなくてもいいのではないかとと思うものがある。4項目については、次期指針のその他の項目に書き込んでいけばいいのではないかと思う。

### **(〇〇委員)**

自殺問題に関して、先ほど人権侵害なのかという御意見もあったが、自分の命は自分で守るという最も基本的な権利が損なわれているという人権に関わることだ。セーフティネットは行政の重要な役割とされていて、自分の命を自分で守れない人達に対して行政がしっかり対策を取るべきだ。実際に岡山県ではそういった対策をとって成果を挙げているということなので、重要な課題として残すべきだと思う。

### **(〇〇委員)**

次期指針でも自殺問題は特筆しておくということですね。あと、プライバシーの保護と消費生活上の問題ですが、消費生活上の問題には食品被害の問題など色々な問題があると思うが、御意見はありませんか。様々な人権をめぐる問題に残しておけばよろしいですか。

### **(〇〇委員)**

消費生活上の問題は多岐にわたると思う。最近の特殊詐欺の問題もあれば、高額な布団を高齢者に売りつけたりするのを、高齢者の問題としてではなく消費生活上の問題として多岐にわたる問題を包含するという形で残すことも考えられる。

### **(人権施策推進課長)**

我々県行政の業務は全て人権に関わると研修の時によく言うが、安全な物を食べる権利、きれいな空気を吸う権利、交通事故に遭わない権利とかいくらかもあるが、それを全て人権の指針に盛り込んでいくべきかどうか。指針には大きな方向性と対象になる人があって、その次にいろんな事象や場面があると考えている。そうしたときにいろんな問題がある消費生活かもしれないが、それらはそれぞれの行政の事務の中でしっかりと取り組んでいる。社会保障制度自体もセーフティネットとして、保健福祉部全体でしっかりと取り組んでいる。それを人権問題として再び取り上げるのかと考えると、指針はできるだけシンプルに大きな方向性を示し、それに基づいて関係する部局が自分たちの所管する事務にしっかりと取り組んでいく。そういう意味で項目は少し整理しつつ、その他の人権問題としてこういう問題もあるという形で列記して注意喚起にとどめておくような形で整理していきたいと考えている。

### **(〇〇委員)**

人権指針として、岡山県ではこういう柱でやるという大まかな方向を示すということを課長が言われた。その他の人権問題のところに置いても疎かにするわけではないので、第5次指針をどうするかという視点でもう1回判断していただきたいと思う。

### **(〇〇委員)**

第4章の課題別施策の推進で1から10までであるが、基本的に主体別だと言われるが、主体別というのなら消費生活上の問題というのは消費者の人権になるだろうし、そういうような形で統一を敢えてしていない理由が何かあるのか。

また、こういった指針の場合メッセージ性というのを見るので、例えば多様な性の問題

と言ったときに、多様な性を抱えている人が人権問題を持っているのはわかるが、多様な性に問題があるようにも取れる。人権問題という表記にするのか、多様な性に問題があるのかと誤解を与えるような表記にするのか、見出しについて統一感や誤解を与えない工夫が必要だと思う。

**(人権施策推進課長)**

消費生活上の問題となっているが、第2次と第3次の指針では消費者となっていた。4次指針策定の時に消費者自体が問題ではなく、それを取り巻く環境が問題という議論になり消費生活上の問題となった経緯がある。統一性がもてればいいが、対象が人であったり事象であったり、インターネットで言えば媒体、物になったりする部分もあり、統一性は図られていない。こういう表現にしたらどうかという意見もいただけたらありがたいと思っている。

**(〇〇委員)**

そうすると、ハンセン病問題も同和問題も、その人の人権問題がメインとなるなら、多様な性というものの自体が問題なのか、その人の抱えている人権が保障されていないとか、差別を受けているとか、そういう話までわかるような誤解を与えない表記というのは工夫の余地はあると思った。

**(〇〇委員)**

何か違和感を感じるのだろうが、様々な人権をめぐる問題の項目としての、多様な性なので、多様な性をめぐる問題となる。どう解釈するかだ。

その他の人権問題と言うのは、項目として挙げるのか。

**(人権施策推進課長)**

その他の人権課題という項目を挙げるのではなく、指針の57ページのようなまとめて名前を出していく形を考えている。

**(〇〇委員)**

様々な人権をめぐる問題の最後に「その他の人権課題」とは明記をしていない。そこに挙げなくてもいいのではないかということか。

**(人権施策推進課長)**

挙げる必要があるか否か、協議の結果で判断したい。

**(〇〇委員)**

もう一度確認するが、様々な人権をめぐる問題の岡山県独自の4項目について課長から説明があったが、それらをどうするかご協議いただきたい。プライバシーの保護を残すかどうか。消費生活上の問題を残すかどうか。中国残留邦人はその他人権問題で残すことになるが、そういう項目の整理を協議していただきたい。

**(〇〇委員)**

プライバシーの保護については、人権施策推進課長の言うとおりに、インターネットによる人権侵害に含めるのがいいと思う。日本に帰国した中国残留邦人は、その他に入れるとすると、拉致問題・人身取引・アイヌと羅列した形でその他人権問題が表されているので

長々しくなるので、6番目の外国人のところに入るのかなと感じた。すると、その項目がなくなる。それから、消費生活上の問題と自殺問題は残した方がいいと思う。消費生活上の問題は高齢者や障害者だけでなく若者も色々と問題があるので項目立てしてもいいのかなと思う。

**(〇〇委員)**

まとめをしていただいたようですが、何か御意見はありませんか。

**(国際課長)**

通常外国人と言う場合、日本国籍を持たない、または無国籍の方となる。指針では在住外国人や帰化により日本国籍を取得した人も含めているので、外国人に「等」はついていないが、中国残留邦人も生活者として困っていること、コミュニケーションが難しいこと、労働問題や子どもの問題などがある点で、外国人の中に含めるといように読みとれるような指針になっている。ただ、中国残留邦人の方の気持ちとして、外国人という言葉に含まれるとはっきり明記されることについてはどうなのか、項目として中国残留邦人を外国人等として含めることはいかがなものかと思う。

**(〇〇委員)**

岡山県独自の人権問題として取り上げる必要はないということによろしいか。

**(保健福祉課総括参事)**

中国残留邦人の方に関しては、県の方でも支援をしているので、いきなり落とすとなると我々の業務の関係もあるし、外国人のところに入るというのもいかがなものかと思う。

**(〇〇委員)**

その他の人権問題の中に並列で残しておくということによろしいですか。中国残留邦人の件は岡山県独自の項目としては話は終わりでもいいですね。

**(人権施策推進課長)**

まとめると、プライバシーの保護はインターネットに含める、中国残留邦人はその他の人権問題で並列的に残す、自殺問題は特出しで残す、と理解したが、消費生活上の問題は明確な方針が出ていなかったように思うので、もう一度確認させていただきたい。

**(〇〇委員)**

〇〇委員から、様々な人権問題として特出しすべきという意見がありましたが、よろしいですか。

**(〇〇委員)**

格上げするとか下げるとかというのは、人数には関係なく、ここに挙げてある問題が人権という切り口で切り込むことの重要性が高いか低いかで考えることだと思う。私は自殺の問題も含めてだが、他の施策や対応が主だったもので、今機能し始めていて、ここで改めて人権という切り口で何かをアピールするべきかといわれるとその必要度は低いと思う。問題としては大きな問題だが、人権の切り口で何かを発信するべきなのかという考え方で判断すべきと思う。なので相対的な人権の占める割合の高さ低さ広さ狭さみたいなもので順番を決めたらいいと思う。

**(〇〇委員)**

そういう観点でいくと、消費生活上の問題については、人権という切り口でいくと特筆しなくてもいいと言われたんですね。自殺問題については〇〇委員が命の問題としてしっかり対策する必要があるので残していこうと言われた。消費生活上の問題は、その他人権問題として横並びに羅列していいですか。〇〇委員どうですか

**(〇〇委員)**

くらし安心安全課長さん何かありませんか。

**(くらし安全安心課長)**

冒頭に人権施策推進課長から件数がかなり減っているという説明がありましたが、件数としては減っているが、昨年1年間の県内の被害額でいうと、3億3千万円を超えている。この被害を減らすにはどういった手口があるかを知らせるのが有効だ。オレオレ詐欺は結構知られてきて被害が減ってきているが、今年はキャッシュカードをすり替える新たな手口が大変増えてきている。いちごっここというか、新しい手口が出てくるのでずっと啓発を続けていきたい。ただ、人権問題になるかどうかというのは御協議いただければと思う。

**(〇〇委員)**

先ほど〇〇委員が見出しの表記の仕方を、人権侵害を受ける対象となる女性・子ども・高齢者、というように言われたが、消費生活上の問題と言うのは大きな括りのため焦点がぼけているので、消費者被害とか被害を受けた人とか焦点化したほうがいい。〇〇委員が言われたように、そこに人権侵害があるかどうかと言うところをきちっと切り口にしていかないと、消費生活上の問題は多岐にわたる。この表記は国の指針からきた表記なのか。

**(人権施策推進課長)**

国や他県にはない。岡山県が消費生活上の問題を人権問題としてあげている。

**(〇〇委員)**

こういう問題が人権侵害として起こっているということから取り上げられているとしたら大雑把過ぎる。消費生活上の問題だけ見ると、他と少し表記の仕方が違う。そこに何か工夫があればと思う。大雑把にいろんな問題を包括した内容で、その他の人権問題におろしたいという行政側の思いがあるのなら、そこをきちっと明記すればおろしてもいいのかと思う。岡山県は特殊詐欺の被害額がかなり多いと言われたので、啓発する必要があると思う。

**(〇〇委員)**

カード被害の問題と消費者の問題は別だと思う。だから消費生活上という大きな括りではなく消費者被害という括りで、その他の人権課題に入れればいいのではないかと思う。

**(〇〇委員)**

私も消費者計画の策定に関わらせていただいているが、国の消費者教育推進計画が動いていて、くらし安全安心課が毎年きちんとされていると報告を受けている。県民の皆さんに何を伝えるかという、私たちも消費者として侵害されることがあるので消費者として人権が守られるように意識して欲しい、ということは啓発の中で言えばいいのではないか。県民の皆さんへそういった意識を持っていただくという意味ではあった方がいいと思う。

## (〇〇委員)

人権を切り口にして消費者被害くらいでまとめてはいかがか。

## (〇〇委員)

消費者については、消費者の人権でいいのかなと思う。自殺問題については意見が割れているが、いろんな考え方があるわけで何を重視するかというところで、一応日本は社会権規約の締約国で6年ほど前に勧告を受けている。勧告の中で過労自殺について人権問題として勧告を受けているので指針の中に入れるのは、そういう意味ではあながち外れてはいないと言える。あと、会長が言われていたが、社会問題であって個人の問題ではないと言うことです。個人が解決する問題と言うよりは社会問題として県が取り組まないといけない問題ですのでそういうことも踏まえて考えないといけない。

複数の課題を抱える人というのが最後にあるが、見出しには書いていない。いろんな課題を抱えている人みたいな印象で、何とか頑張って克服しなさいよ、みたいな印象を受ける。それが当たっているかどうかはわからないが、そういう誤解を与えないような表記が必要だと思う。

個人からしたら詐欺にあったり、差別されたりそれぞれいろんな人権侵害を受けたりするが、主観的にはその人にとってみたら極めて深刻な問題で序列化できないし、比較不可能です。それを前提として県としては優先順位とか予算とか取らないといけないわけだが、この個人の人権侵害が比較不能で個々人にとってみれば極めて深刻な問題であるというところの配慮も明文で書かないと誤解を与えてしまう。

表現とか見出しとか工夫するのがいいと言うのがあって、そのため1から10まで列記して、10番目に様々な人権をめぐる問題という形で他の人権問題とやると序列がつくので、様々なとしているのかもしれない。ここは非常に難しいが、様々なというのは当然女性も子どもも入るので何か違和感がある。

10番目で様々な人権をめぐる問題があって、更にその中にその他の人権問題もある。これは要するにその他のその他な訳ですね。こうなってくるとなんだか不思議だなという印象を持つ人も出てくるのではないかと思う。これが一番いいということを言えないが、何かいいアイデアがあればいいのかなと思う。

## (〇〇委員)

どうでしょうか、これでまとまりますか。まとめとしては自殺問題については項目立ててやる。プライバシーの保護についてはインターネットによる人権侵害の中に書き込む。

## (人権施策推進課長)

中国残留邦人はその他の人権問題にと言うことですが、その他というのは、列記しているものを便宜上その他と書いているのであって、指針にその他と書いている訳ではない。

## (〇〇委員)

並列に書いているだけです。消費生活上の問題については、消費者被害という視点で横並びで書き込むと言うことでよろしいね

時間がきましたが、活発な御議論ありがとうございました。事務局として大変だと思いますが、これでまとめてください。

**(〇〇委員)**

ハンセン病問題に関しては6月28日の裁判の判決と、11月22日に新しい法律が2つ通って大きく情勢が変わっている。それを次期指針に是非反映してもらいたいが、特に2点お願いしたい。

一つは、家族も被害者であったと言うことがはっきりと認められたことと、現在でも家族の方々は様々な被害に置かれていること、また入所者との関係も壊れたままであった課題が残されていること。それを啓発のパンフレットを改定する際には盛り込んでいただきたい。

もう一つはハンセン病問題対策会議に是非当事者として家族の方の参加を検討していただきたいと思う。

**(健康推進課長)**

ハンセン病元患者さんに関する補償金の支給に関する法律が、この15日に成立して22日に公布されたことを踏まえて、県でも制度の周知や国に認定に必要な事項を求められた時には協力する体制を整えている。併せてハンセン病問題の解決の促進に関する法律に家族が法的に位置づけられたので、今後新指針のハンセン病問題の中にどのように追加して表記していくかは検討したいと思う。

2点目のハンセン病問題協議会への家族の参加も、協議会において協議をさせていただき、加入していただくことも前向きに検討したいと考えている。

**(〇〇委員)**

様々な意見が出ましたが、事務局で検討をよろしく願います。

委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただき感謝する。

以上で本日の審議を終了する。